

## 令和4年度 大分市地域おこし協力隊募集要項

大分市は、九州の東端に位置しており、別府湾・豊後水道という豊かな海に面し、周辺部には山々が連なり市域の半分を森林が占めています。また、瀬戸内海式気候に属し年間を通して温暖・少雨で自然条件に恵まれた地域です。

このように自然豊かな地域ではありますが、中心部においては、高度経済成長期に新産業都市として重化学工業を中心に発展を遂げ、近年ではIT関連企業をはじめ様々な産業が集積するなど都市的発展も進んでいることから、自然に囲まれた土地でありながらも生活するにはとても便利な地域となっています。

一方で、市内周辺部では少子高齢化による過疎が急速に進んでいる地域もあり、こういった地域では地域行事や伝統文化の担い手不足、農林水産業などの地場産業の衰退といった様々な問題が生じています。

そこで、本市では都市部から地域活性化に意欲のある人材を積極的に誘致し、これまでにない新たな視点により地域の魅力を引き出し、活性化を目指すとともに、協力隊員の定住を図ることを目的として「地域おこし協力隊」を募集します。

### 1. 募集人数

3名

### 2. 業務内容

以下に掲げる部門の業務内容を主として活動していただきます。

#### (1) 【地域活性化部門】《大南地域 1名》

- ①地域コミュニティ支援に関する業務（地域で活動する団体と連携したイベントの企画・運営支援）
  - ②戸次本町のまちなみ等の歴史的な地域資源を活かしたイベントの企画および情報発信
  - ③大南地域の新たな魅力の発掘および情報発信
  - ④空き家、空き店舗等の情報収集、発信および活用
- ※3大都市圏(注1)又は政令指定都市以外にお住まいの方は、応募できません。

#### (2) 【文化芸術振興部門】《佐賀関地域 1名》

- ①アートやデザインを活かした地域活性化の企画・支援
- ②アートレジオン推進事業(注2)に関する業務（アトリエを始め旧大志生木小学校校舎内の管理、アトリエ利用者や地域住民との連絡調整など）

#### (3) 【文化芸術振興部門】《野津原地域 1名》

- ①アートやデザインを活かした地域活性化の企画・支援
- ②アートレジオン推進事業(注2)に関する業務（アトリエを始め旧野津原中部小学校校舎内の管理、アトリエ利用者や地域住民との連絡調整など）

#### 注1

3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。ただし、2010年から2020年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外とする。

## 注2

アートレジオン推進事業とは、人口減少や少子高齢化が進む周辺地域に市内外からアーティストを呼び込み、アートイベントや制作活動等を通して文化芸術の振興を図るとともに、地域住民との交流を促進することで地域の活性化につなげる事業です。その一環として、閉校した小学校の旧校舎を活用したアトリエの貸し出しやイベントの開催等を行っています。

## 3. 応募資格

次に掲げる（1）から（6）の要件を全て満たすこと。

ただし、【文化芸術振興部門】での採用を希望される方は、上記要件に加えて、（7）（8）の要件を満たすこと。

- （1）大分県外の都市地域(注3)又は条件不利区域を除く一部条件不利地域(注4)にお住まいの方で、生活の拠点を大分市に移し、大分市に住民票を異動することができる方
- （2）心身ともに健康で地域住民とコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化に深い熱意を持ち積極的に活動できる方
- （3）協力隊員の任期終了後に大分市に定住を考えている方
- （4）普通自動車免許（AT限定可）を取得している方（任用までに取得見込みの方を含む）
- （5）パソコンの一般的な操作ができる方
- （6）SNS等を活用した情報発信ができる方
- （7）絵画、彫刻、工芸、デザインなど、美術分野において知識・経験がある方
- （8）アートレジオン推進事業の趣旨を理解し、地域住民との交流や地域行事等へ参加・協力が積極的に行える方

## 注3

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法いずれかの対象地域・指定地域を有する市町村を「条件不利地域」といい、これに該当しない市町村を「都市地域」という。

## 注4

「条件不利地域」のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村を「全部条件不利地域」といい、全部条件不利地域以外の市町村を「一部条件不利地域」という。「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」という。

次のいずれかに該当する人（地方公務員法第16条該当者）は、応募できません。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- （2）大分市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

#### 4. 雇用形態・任用期間

- (1) 大分市の会計年度任用職員（大分市地域おこし協力隊員）として任用します。
- (2) 任用期間は、採用日から令和6年3月31日までとします。ただし、任用期間は1年以内とし、勤務成績等により、3年を限度に再度任用する場合があります。

#### 5. 報酬・勤務形態等

※令和5年2月1日時点のものであり、採用時に変更になることがあります。

- (1) 報酬 日額上限9,142円  
日額は上限であり、学歴や職歴によっては上限に達しないこともあります。
- (2) 勤務時間 週4日勤務（1日7.75時間）  
午前8時30分～午後5時15分（うち休憩時間1時間）
- (3) 週休日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）  
また、月曜日から金曜日の間の5日間において1日の週休日を設けます。
- (4) 勤務地は、大分市の大南支所、佐賀関支所、野津原支所のいずれかとし、部門によって大分市が定めます。  
ただし、3大都市圏又は政令指定都市以外にお住まいの方は、佐賀関支所又は野津原支所になります。
- (5) 業務で使用するパソコン(庁外持出不可)と車両(公用車)は市が貸与します。
- (6) その他業務に必要なものについては、予算の範囲内で市が用意します。
- (7) 研修会等の旅費については、予算の範囲内で市が負担します。

#### 6. 手当・休暇・社会保険等

※令和5年2月1日時点のものであり、採用時に変更になることがあります。

- (1) 費用弁償(通勤手当相当)及び期末手当（本市の規定に基づき10月と翌年4月に各1.3月分）を支給します。ただし、期末手当は採用期間等により、支給対象とならない場合があります（8.選考方法【スケジュール】①②の場合は10月分、③の場合は翌年4月分が不支給になります）。
- (2) 休暇（年次有給休暇、職員の結婚、忌引休暇、証人等出頭休暇、公民権休暇、夏季休暇等）を本市の規定に基づき付与します。
- (3) 健康保険、厚生年金保険および雇用保険に加入します。
- (4) 活動期間中の住居は、市が借り上げた民間物件を無償貸与します。居住地域は、勤務地に応じて大分市が定めます。
- (5) 引越し費用及び生活必需品、光熱水費は自己負担とします。

#### 7. 申込方法

- (1) 受付期間 ①令和5年 2月 1日（水）～令和5年 3月15日（水）  
②令和5年 5月15日（月）～令和5年 6月15日（木）  
③令和5年 8月15日（火）～令和5年 9月15日（金）  
※上記①～③いずれも必着です。  
※上記①～③いずれも採用者が決まり次第、受付を終了します。
- (2) 提出書類 ①大分市地域おこし協力隊応募用紙  
②普通自動車免許証の写し

## 8. 選考方法

### (1) 第1次選考

書類選考の上、合否の結果を応募者全員に文書で通知します。

※応募用紙で書類選考を行いますのでできるだけ詳しく記載してください。

※提出された書類はお返しいたしません。

※提出された個人情報、本事業の目的以外には使用しません。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。

詳細は第1次選考結果の合格者に通知します。

【面接会場】大分市役所（大分県大分市荷揚町2番31号）

※第2次選考前日に、第1次選考合格者を対象として、現地見学会を実施します。

ご希望の方は応募用紙にご記入ください。別日程での見学をご希望の場合は、対応できる場合がありますので、個別にお問合せください。

※面接会場及び現地見学会集合場所までの交通費及び駐車場料金は自己負担となります。

### (3) 最終選考結果の通知

最終選考結果は第2次選考受験者全員に文書で通知します。

なお、選考内容についての開示はいたしません。

## 【スケジュール】

	受付期間	第2次選考（面接）	採用日
①	令和5年 2月 1日（水）～ 令和5年 3月15日（水）	4月下旬～5月上旬	令和5年 7月1日（土）
②	令和5年 5月15日（月）～ 令和5年 6月15日（木）	7月中旬～7月下旬	令和5年 10月1日（日）
③	令和5年 8月15日（火）～ 令和5年 9月15日（金）	10月中旬～ 10月下旬	令和6年 1月1日（月）

## 9. 申込・問い合わせ先

大分市 市民部市民協働推進課 市民協働推進担当班 担当：渡邊、久保、若林  
〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号

電話：097-537-7251 FAX：097-536-4605

Eメール：siminkyodo3@city.oita.oita.jp